

【令和7年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 総務委員長 春 孝明

- 「議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\*本条例改正は、本年7月の省令改正に伴い、省令と重複した規定を削除するものであり、マイナンバーによる個人情報の連携を拡充するものではないが、マイナンバーカードを用いた個人情報の連携等に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \*本条例改正における飲食料品等事業者等の努力義務の内容について

売手である卸売業者が買手である仲卸業者に対し、取引条件に関する協議の申出を行うに当たり、費用等を考慮する事由を提示した上で取引条件の協議の申出がされた場合には誠実に協議に応じる旨が定められている。本条例改正において、この規定を公表することになっている。

- \*卸売市場による適正な取引価格の担保について

市場における取引価格については、需給のバランス、品質管理及び仕入れ状況等を考慮した上で卸売業者と仲卸業者等による協議等によって決定するものである。本条例改正によって卸売市場の価格形成に影響を与えることはないと認識している。

- \*市場取引に関する費用の指標を国が公表する予定について

国の説明によると、食品事業者及び流通事業者等の生産者で構成されるコスト指標作成団体が費用の指標を策定し、公表する予定である。当該指標については、食品の生産から流通までに掛かる人件費及び運搬費等の費用を積算した全国一律の指標が策定される予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」

○「議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも南部市場の指定管理者の指定に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 納付金の想定額及び算定根拠について

納付金額について、定額分は年間500万円を予定しており、収支の上振れ等が生じた場合には都度協議の上、納付金額を上乗せすることを想定している。今期指定管理期間における収支差額の平均が約750万円であることに鑑み、指定管理者が経営上支障なく負担できる水準の額として定額の納付金額を算定した。

\* 納付金の固定額を変更する余地について

条例において納付金額を具体的に定めるものではないが、指定管理者の募集要項において定額の納付金額が500万円であることを記載していることから、固定額を前提として納付金制度を運用する予定である。また、年度ごとの収支状況を確認した上で、利益還元策の一つとして納付金額の上乗せを次期指定管理者と協議する予定である。

\* 納付金収入を踏まえた南部市場整備費の検討状況について

納付金収入を基に施設整備を行うという考えではなく、納付金制度の導入は財政支出の縮減に向けた手法の一つであると認識している。南部市場の施設整備の方向性は慎重に検討すべきと府内における検討会議で意見が出ていることを踏まえ、精緻な収支計画など適正な整備の在り方について精査する予定である。

\* 他都市の類似施設において納付金制度を導入している事例について

大阪府の中央卸売市場において、納付金制度を導入しており、年間約6億円を納付する仕様となっているが、大阪府の市場では、指定管理者制度導入後も府職員が複数常駐し、人件費等を計上しているなど本市と事情が異なるため金額に差異が生じている。

\* 民間活用事業者選定評価委員会における各審査項目の配点割合を前回の選定時と変更した理由について

南部市場において、今回納付金制度を導入するため、市への利益還元が重要なことを踏まえ、局内で検討した結果、「事業の収益性向上と、施設利用者及び市への還元」の項目において、前回よりも配点割合を引き上げた。

\* 選定評価委員会における実績評価点が前回の選定時から低下した理由について

実績評価点については、指定管理期間における各年度の評価結果に応じて加点されるものである。前期はB評価があった一方で、今期に当たる令和3年度以降、全ての年度評価においてC評価であったことから、前期よりも実績評価点が低下した。

\* 選定評価委員会における人材不足に関する議論の内容について

卸売市場の業界において人材不足が問題であると指定管理予定者は認識しているが、派遣法の制約により指定管理者が直接人材を募集することは困難であるため、間接的な支援としてボランティアの募集・育成を通じて人材不足解消に向けた取組を行う方向である等の議論がなされた。

#### \* 南部市場の在り方に関する検討状況について

川崎市卸売市場新経営プランの策定に当たり、南北市場の在り方について議論を重ねている最中である。市場は寡占化せず様々な事業者が参入可能な状況が望ましいと認識している一方で、南部市場は特定の飲食量販店の取扱量が大多数を占めている状況を踏まえて当該量販店にヒアリングしたところ、他事業者の参入を想定した上で市場取引を行っているとの意見があった。以上を踏まえ、今後南部市場において適正な市場の運営等を保持できる余地はあると認識している。

#### \* 南部市場の在り方の検討に関する重要性の認識について

現在、南部市場の在り方を検討している最中であり、精度が高く合理性が認められる最適な事業手法を精査することが非常に重要であることを認識している。

#### \* 指定管理者制度により南部市場を運営する妥当性について

指定管理者制度は様々な施設運営手法における選択肢の一つとして位置付けており、今後も継続して指定管理者制度を運用することは確約しておらず、新経営プランの策定に伴い南部市場の在り方と併せて施設の運営方法についても精査する予定である。

#### \* マスターリース方式の事業継続の確実性に関する検討経過について

マスターリース方式は民間事業者が公共施設を建設した上で所有及び維持管理し、自治体が民間事業者に対し賃借料の支払いを行いながら施設を運営する手法であり、市の施設整備に関する費用負担を縮減した上で、維持管理費用を平準化した施設運営を行うことが可能だと認識している。他都市では富山市の市場で既に導入されていることや、千葉市、尼崎市及び沖縄県内の市場において基本構想にマスターリース方式が採用されていることを踏まえ、事業手法の一つとして検討している。

#### \* 長期間に及ぶ事業においてマスターリース方式を採用している事例について

新経営プランにおいて、南部市場の全事業期間は約6年を想定しており、60年以上の事業期間においてマスターリース方式を採用している他都市等の事例は把握していない。

#### \* 新経営プランにおいて余剰地の活用事業が新たに盛り込まれた理由及び事業実施の妥当性について

南部市場の利用者や地域住民等から、地域のにぎわい創出及び災害対応に資する施設としての役割を望む意見が出ていることを踏まえ、収支改善に向けた事業手法の一つとして新たに提示しており、余剰地の活用に関する条件等の詳細な内容について今後精査した上で、事業の実施の妥当性及び実現可能性等を検討する予定である。

#### \* 余剰地の活用事業の検討を開始した時期について

特定の飲食量販店による取扱量が増加したことや、施設の老朽化の状況等を踏まえた上で、約3年前から南部市場の在り方を含めて余剰地の活用事業の検討を開始した。

#### \* 新経営プランで掲げる食品流通拠点の内容について

川崎駅に近接した好立地である条件下においても近隣の小売店等における南部市場の利用率が低水準であることを踏まえ、川崎区・幸区を中心としたエリア内の小売店・飲食店等に対して生鮮品等を従前よりも多く取引可能となる将来像を示したものである。

#### \* 一般会計からの繰入金縮減に向けた取組及び取組の公表時期について

南北市場へ一般会計から毎年約2.7億円の繰入れが行われている状況を踏まえ、繰入金の縮減を含め収支改善や市場の在り方等について検討を重ね、最適な事業手法を精査し、来年の夏頃を目途に一定の方向性を示す予定である。

#### \* 施設老朽化を踏まえた予防措置に関する計画の策定について

施設の老朽化予防に関する長期的な計画の策定ではなく、毎月指定管理者と協議する中で、施設設備における修繕が必要な箇所を確認し、予防的修繕も併せて行う現行の手法を継続する予定である。

#### \* 発災時の当該施設における市と指定管理者との連絡体制等について

指定管理者から発災に関する第一報を中央卸売市場北部市場管理課が受けて被害状況を把握し、必要に応じて庶務課及び関係局等への情報共有を管理課が担う予定である。また、市は主に市場と関係部署との連絡調整を担い、指定管理者は施設設備における被害の対応、従業員の安全確保等の施設内における対応を想定している。

#### \* 現指定管理者の災害対応に関する取組状況について

現指定管理者は防災訓練を年2回実施しており、また、緊急時の連絡網を整備している。

#### \* 指定管理施設のSNSにおける誤発信の防止に向けた取組状況について

他の指定管理施設において、指定管理者が施設の公式SNSアカウントにおいて私的な投稿を誤って発信した事案を受け、SNSアカウントを操作可能な施設職員を限定した。また、使用可能な施設職員はSNSアカウントの取扱いに関する市の研修を受講した。

#### 《意見》

- \* 施設の老朽化を踏まえ、安心・安全な市場運営を行えるよう、適正な施設の保全に取り組んでほしい。
- \* 南部市場の在り方について、精緻な分析をした上で最適な事業手法を検討してほしい。
- \* 総事業費に対して納付予定金額が非常に低水準であることから、収支状況に応じた金額の引上げ等、納付金制度の柔軟な運用が必要であると認識しているが、本市に対し新たな収入が得られる条例改正であることから、議案第185号について賛成である。

『議案第185号の審査結果』

全会一致原案可決

『議案第211号の審査結果』

全会一致原案可決

○「議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について」

『審査結果』

全会一致原案可決

○「議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について」

『主な質疑・答弁等』

\*川崎市生活文化会館の設置目的について

技能に関する市民の理解向上、技能職者の交流促進及び技能水準の向上の3点を図ることが、施設の設置目的として条例に規定されている。

\*次期指定管理予定者による提案事業の内容について

かわさき匠チャレンジプロジェクトとして、学校等と連携して技能職者による出前講座などを実施することで若年層が技能職者の存在等を知る機会の創出につなげる新たな取組の提案がなされた。

\*専門的な技能醸成に必要な施設設備の整備状況について

調理実習室、陶芸用の釜が設置されている陶芸実習室等、各分野の技能者が使用可能な設備を整備している。

\*当該施設と男女共同参画センターとの複合化に関する検討状況について

両施設ともに資産保有の最適化に向けた整備に関する複合化等検討施設候補として挙げられており、現時点で複合化を行うことは決定していないが、今後、複合化等を含めた資産保有の最適化に向けた事業手法を検討する予定である。

\*当該施設と男女共同参画センターを複合化する場合の設備について

両施設を生活文化会館に複合化すると仮定した場合、現在と同規模の施設・設備等を収容することは困難であると認識している。

\*施設を複合化した場合における従前の施設機能の維持について

生活文化会館の施設機能は今後も必要であると認識しているため、複合化等を含めた資産保有の最適化に関する様々な事業手法を検討した上で、施設の機能維持に取り組みたい。

\*施設の今後の方向性に関する指定管理予定者への説明状況について

今年度上半期に総務企画局公共施設総合調整室が施設利用団体及び現指定管理者にヒアリングを行った中で、労働雇用部も同席の上、施設の複合化等を含めた資産保有の最適化に関する今後の方向性について説明した。

\*当該施設における修繕工事の実施状況について

直近5年間において主な修繕工事を合計24件実施しており、修繕費の総額は約1.6億円である。

\*当該施設の躯体の耐用年数について

昨年度、躯体の劣化状況を調査し、調査時点から起算して100年以上躯体の機能の保持が可能である。

\* **長期修繕計画の策定予定について**

次期指定管理者と適宜協議し、修繕が必要な箇所は情報共有するとともに、来年度から10年間にわたる長期修繕計画を策定する予定である。

《意見》

\* 当該施設が技能職者の活動拠点であることを市民に周知する取組を実施してほしい。

\* 施設の老朽化に伴い、複合化や改築等の様々な手法を庁内で検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 津田山保育園の解体工事が遅延した理由、今後のスケジュールへの影響及び来年度の予算措置について

当該工事の入札において予定価格を超過したことや最低制限価格を下回ったこと等により、入札不調が三度生じたことから、保育園の解体工事が遅延した。

当初の令和9年度半ばの開園予定が、令和10年度となる見込みであるが、令和9年度中に一部利用可能な設備の利用について調整中である。

また、来年度以降、物価高騰を考慮した上で適正な予算措置に向けて精査する予定である。

\* 労働会館施設改修整備費における補正の妥当性について

労働会館の改修工事において工事費等が度々増額していることは認識しており、従前から関係局同士で密に連携・情報共有を行うべきだったと認識している。

庁内における各事業の予算査定時は、事業の必要性、費用対効果の有無、金額・事業手法の適正性、過去の事例との比較、他都市における類似事例との比較等の観点を重視した上で精査している。労働会館の改修については、スケルトン方式という新たな整備手法に関する精査が十分ではなかったと考えられるため、今回の労働会館の改修工事を教訓として、今後の予算査定等に生かしたい。

\* 労働会館改修工事の遅延に伴う特別職職員の報酬減額に関する意見について

当該事案を踏まえ、特別職職員の報酬を減額すべきとの意見があったことは認識していない。

\* 財政調整基金を積み立てる原資とした個人市民税の増収額について

前年度と比較して市民の所得が増加したことに伴い、当初の見込みと比較して個人市民税は約59億円増収となっている。

\* 個人市民税の増収分を物価高騰対策に関する事業に充当しなかった理由について

物価高騰対策については、国が行うべきであると認識しており、国から支給

予定の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の金額等の詳細が判明し次第、本市において速やかに物価高騰対策に関する取組を行う予定である。

\* **学校給食物資購入費の積算方法について**

市内の物価上昇率や、昨今の物価高騰を踏まえ、年度末までの物価高騰による上昇率等を考慮した上で積算した。

\* **来年度以降の学校給食費に関する予算措置について**

現在、来年度予算の編成中であり、全国一律の学校給食費の無償化に向けた国の動向が刻一刻と変化していることから、現時点において具体的な予算措置内容について明言することは困難である。

\* **その他寄附金の内訳について**

ふるさと納税が主な内訳となっている。増収の主な要因は、仲介サイトのふるさと納税に関するポイント付与が本年10月以降は行われないことによる駆け込み需要や、本市の返礼品による寄附金額の推移が好調であることを踏まえ、当初予算の寄附金額を上回る見込みであることから、補正予算を計上するものである。

\* **本市に対する第三者からの寄附金について**

過去に子育てや障害者施策等への活用を目的とした多額の寄附を受けた実績はあるが、今回の補正は第三者による寄附金を受けたことによって計上したものではない。

《意見》

\* 高津区は他の区と比較して保育・子育て総合支援センターの整備が遅延していることを踏まえ、利用者への影響を低減し、早期開園に向けて関係局等と調整してほしい。

\* 労働会館改修に関する工事費の増額を踏まえ、特に大規模事業については根拠に基づく政策立案を軸として合理的な予算査定を行ってほしい。

\* 国による物価高騰対策に関する交付金に限らず、市独自の物価高騰対策を行うべきであるが、その他の各事業を踏まえ、補正予算全体としては必要な措置と認識していることから、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決